

# 二重・三重処分の大問題！！

合理的理由なき居住制限を直ちに止め、

入寮申請に基づく正当な対応を強く求める申し入れ

水地申10号 申し入れ行う！

勤務時間外で不祥事を起こしてしまった当該組合員に対し、長期間の日勤を強いたうえでグループ会社への出向という処分を会社は発令をしてきました。

組合員は出向により長距離通勤を行うこととなり肉体的・精神的負担を考慮し、単身赴任を選択し、会社へ「入寮申請」を行ってきました

しかし！

会社は処分を行った「不祥事」を理由に  
入寮を拒否したのです！

「不祥事」に対して会社はすでに処分をしているにもかかわらず、そのほかの入寮を制限する合理的理由もなく、入寮を認めないことは大問題です！

会社役員や現場管理者のハラスメント問題には納得のいく対応をせず、現場第一線で働く社員に対する処分はまるで見せしめのように行う **今の会社の姿勢**を私たちは許すことはできません！

## 申し入れ項目

1. 入寮資格要件を満たしていることから、社宅等業務・利用規程に則り、当該組合員の入寮申請を承認すること。

すべての社員に対し安心した生活基盤を提供する福利厚生を求める！